

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」について

喜島 隆大／東京都支部

2025（令和 7）年 3 月、厚生労働省は「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（以下、「報告書」）」を公表しました。本報告書は、2022（令和 4）年 3 月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の中間検証結果をとりまとめ、各施策の進捗状況や課題を整理したものです。そこで、報告書を読んで理解したことをまとめてみました。

報告書では、主に 3 点の課題が挙げられています。まず、「総合的な権利擁護支援策の充実」です。日常生活自立支援事業との連携、生活支援や意思決定支援を提供する多様な主体による取り組み、高齢者等終身サポート事業の推進、そして持続可能な権利擁護支援モデル事業の実現が求められています。成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが不可欠です。

次に、「成年後見制度の運用改善」です。具体的には、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を図るための取り組みや適切な後見人等の選任・交代の推進が必要です。また、不正防止の徹底と利用しやすさの調和、後見事務の円滑化についても課題として触れられています。これらを改善することで、より利用しやすい制度となることが期待されます。

3 つ目に、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」が重要とされています。地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携し、包括的かつ多層的な権利擁護支援の仕組みを構築することが求められています。地域全体で支援を行い、成年後見制度の効果を最大化できるとされています。そのほか、報告書には「優先して取り組む事項」の記載がありました。

報告書では、地域連携ネットワークづくりの重要性が強調されており、多様な分野の協力が不可欠だと感じました。地域の関係機関が連携を深め、成年後見制度を活用してより多くの人々に適切な権利擁護支援を提供できるよう改善が進むことを期待します。そのうえで、精神保健福祉士の視点を活かした多職種連携とコーディネート機能は、地域連携を効果的に進めるために重要であり、これからの成年後見制度に求められている専門性だと考えます。

参考 厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和 7 年 3 月 7 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001460839.pdf>

補助人日記 ～補助人について思うこと～

岡田 昌大(クローバー運営委員)

精神科クリニックの精神保健福祉士として業務を行いながら、後見人等の活動をしています。これまでに 5 件受任(1 件は辞任)をしましたが、最近になってさらに 1 件受任、クローバーに登録して初めての補助人です。後見人、保佐人、補助人それぞれに与えられる権限が異なることは周知の通りですが、後見人、保佐人との違いを大きく感じています。

以前掲載されたクローバーNEWSのミニ・コラム(第 48 号～本人の意思決定支援と代理権～参照)にあるように、保佐人・補助人は与えられた代理権の範囲で事務を進めます。また、代理権の行使はMUST(ねばならない～義務～)ではなく、CAN(することができる～可能～)ということもあり、ご本人ができることも多く、補助人の事務は限定的です。

今回の補助人には代理権はほとんどついていません。それだけ被補助人のできることが多いということです。個人的には、補助人が本当に必要なのか疑問を感じながらの実践になりました。例えば面会に行くための費用や事務費。補助人が活動すれば、その分事務費が被補助人負担になります。補助人がつくことで、被補助人の時間や金銭的な負担を強いるのではないかと悩ましい日々なのです。

被補助人と相談したところ、「定期連絡以外は困ったときに相談する」と、「将来的には補助人取消しの申立てをする」とことで被補助人は納得されました。今後も被補助人が「やってみよう」という気持ちを引き出せるようなエンパワメント、セルフケア能力を目指した関わりがとれたらと思います。

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

◆登録・受任相談・受任件数

(2025年6月15日現在)

都道府県	登録者数	受任相談 累計	2025年度実績(2025年6月15日現在)				受任件数	受任 調整中	受任不可・ 取下数
			相談件数	家裁からの 依頼	中核機関 等依頼	登録者経 由の依頼			
北海道	3	9	0	0	0	0	0	0	0
青森県	2	5	1	0	0	1	0	1	0
岩手県	3	2	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	7	13	1	1	0	0	0	1	0
秋田県	4	7	0	0	0	0	0	0	0
山形県	2	13	0	0	0	0	0	0	0
福島県	3	3	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	3	1	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	8	30	3	3	0	0	1	2	0
群馬県	5	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	22	43	1	0	1	0	0	0	1
千葉県	10	10	0	0	0	0	0	0	0
東京都	48	232	9	1	8	0	0	5	4
神奈川県	15	37	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	5	6	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	1	1	1	0	0	0	1	0
山梨県	3	5	0	0	0	0	0	0	0
長野県	4	2	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	4	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	10	25	2	1	1	0	0	2	0
愛知県	15	19	1	0	1	0	0	1	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	4	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	13	29	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	8	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	5	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	4	1	0	0	0	0	0	0	0
広島県	3	6	0	0	0	0	0	0	0
山口県	2	1	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	4	4	1	1	0	0	0	0	1
高知県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	25	109	3	3	0	0	1	2	0
佐賀県	1	6	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	8	14	1	1	0	0	0	1	0
熊本県	5	92	1	1	0	0	0	0	1
大分県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	2	6	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	4	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	11	41	2	2	0	0	0	1	1
例外対応	-	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	279	788	27	15	11	1	2	17	8

※「受任不可・取下数」とは、候補者不在または依頼先からの取下げのあった件数です。

◆活動状況

(2025年3月1日～2025年6月15日)

- 3/13 大阪＆関西 クローバー登録者の集い
- 3/22 2024年度第6回神奈川クローバー登録者の集い
- 3/26 2024年度第4回登録者フォローアップ/継続研修小委員会
- 4/22 2025年度第1回規程改正小委員会
- 4/10 2025年度第1回東京クローバー登録者の集い
- 4/11 2025年度第1回登録者フォローアップ/継続研修小委員会
- 5/15 大阪＆関西 クローバー登録者の集い
- 5/24 2025年度第1回神奈川クローバー登録者の集い
- 6/3 受任調整等部分委託に係る福岡県精神保健福祉士協会との協議会(第1回)
- 6/6 クローバー登録者継続研修打合せ
- 6/14 令和7年度新潟県精神保健福祉士協会講演
(講師:齋藤敏靖/クローバー運営委員会助言者)
- 6/14 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 第33回定時総会
(出席:浅沼尚子/クローバー運営委員会委員長)

◆お知らせ

「クローバー」新様式による 書類提出のお願い

クローバーで後見等事件を受任している登録者の皆さまは、家庭裁判所への報告書類の提出と同じ時期に、クローバー事務局に報告書類の提出が必要です。適正な後見等事務が進められているかを実務担当委員が監査をしています。前回提出から1年が経過している場合、書類の出し忘れがないか確認をしてください。諸事情で提出が遅れる場合は、クローバー事務局に事前に連絡をお願いします。

さて、規程等改正により2024年7月から様式が変わりました。新様式を郵送で提出してください。

新様式 URL



<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/clover/4-kitei/C006.html#1>

<初回報告時提出書類>

- ・様式2: 受任事件基本情報登録票
- ・様式3: 財産目録
- ・様式4: 収支計画書

<定期報告時提出書類>

- ・様式3: 財産目録
- ・様式5: 後見等事務報告書
- ・様式6: 収支状況報告書

<事務終了時提出書類>

- ・様式3: 財産目録
- ・様式6: 収支状況報告書
- ・様式7: 後見等事務終了報告書
- ・様式8: 管理財産引継報告書

編集後記

クローバーNEWS50号の発行時には、受任依頼件数は500件ほどだったと記憶しています。今回は記念の60号ですが、依頼は800件に近くなりました。最近思うこととして、クローバーへの受任依頼が猛烈(?)に増加し、広がりをみせています。委員としてはありがたい一方、お断りせざる得ない状況は悩ましく思っています。

岡田 昌大(クローバー運営委員)